

令和3年3月18日

大阪府

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける 特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する取扱いについて

建設業法の一部改正により、工事毎に専任配置が必要とされる監理技術者について専任義務が緩和され、複数現場の兼務が容認されることとなりました。

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受け、複数現場を兼任する監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置について、府発注工事における取扱いを、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

- 1 特例監理技術者の運用については、工事の難易度等によりその配置を認めない場合があります。

特例監理技術者の配置を認めない工事については、発注部局のホームページで公表しておりますのでご確認ください。

また、各案件の入札公告及び入札説明書等にも明記しておりますので、ご確認ください。

- 2 特例監理技術者の配置が認められる工事では、以下の条件を設定することとし、入札説明書等に明記しておりますのでご確認ください。

・特例監理技術者を配置する場合には、次の条件を全て満たさなければならない。

- ① 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、大阪府内で施工される工事でなければならない。ただし、大阪府発注の工事には限らない。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。
(現契約工事が維持工事の場合の条件)

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

- 特例監理技術者を配置する場合には、「特例監理技術者の配置に関する届出書」（別添様式）に必要書類を添付して提出してください。
- 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

3 本取扱いについては、令和3年4月1日以降の公告分から適用します。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6944-9905